

令和7年6月11日

報道関係者各位

柳井地区広域消防組合
消防長 砂田 真 二

職員の懲戒処分の公表について

令和7年6月11日付けで、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づき懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

- 1 被処分者
消防吏員 柳井消防署 消防士長 20代 男性
- 2 処分内容
免職
- 3 処分根拠
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- 4 事案概要
同僚のキャッシュカードを窃盗し、当該キャッシュカードを使用した現金の不正引き出し、同僚のスマートフォンを無断で使用した不正入金及び送金、複数の同僚及び知人からの現金の窃盗、住居手当の不正受給並びに職務専念義務違反
- 5 消防長コメント
このたび、当消防組合職員を懲戒免職処分としました。
このような処分事案により、皆様の信頼を大きく損ねることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。
今後は、職員全員が一丸となり、皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。
- 6 管理監督職職員の処分
今回の事案に関し、同日付で柳井消防署署長、副署長、前副署長及び小隊長に対して、職員の規律・規範意識の向上を徹底するよう厳重注意しました。